

## < 留意点 >

### 1. 標本誤差について

本調査の回答世帯数 4,182(全体)、3,273(2人以上世帯)、909(単身世帯)は、全国の状況を把握する上で十分な精度を得られる数であるが、各項目別(世帯主年齢別、世帯年収別等)にみる場合には標本数が少なくなるため、精度が落ちる(標本誤差が大きくなる)ことに留意が必要である。

なお、信頼度を 95%としたときの標本誤差は、次頁表のとおりであるが、この表の利用方法を以下に例示する。

(例) 2人以上世帯について、「郵便局」が自宅の近くにある割合 (問1)

2人以上世帯について、問1の「自宅近くにある金融機関」をみると、総回答世帯数(n=3,273)のうち、「郵便局」が自宅の近くにある世帯の割合は 92.4% (3,025 世帯)となっている。

この結果から、母集団全体において「郵便局」が自宅の近くにある割合(A)がどのような範囲にあるか推定する。

標本数  $n = 3,273$  3,500、「郵便局」が自宅の近くにある世帯の割合  $p = 92.4\%$  93%として、次ページの標本誤差早見表をみる。

表の縦軸の  $n$  の項目を見ると、下から5番目に「3500」という数字があるので、この行に着目する。次いで、表の横軸の  $p$  の項目を見ると、一番下の段の左から3番目に「93%」という数字があるので、この列に着目する。

これらの行(下から5番目の行)と列(左から3番目の列)が重なり合ったところの数値 1.3 がこの場合の標本誤差となる。

したがって、信頼度を 95%とした場合、母集団全体において「郵便局」が自宅の近くにある割合(A)は概ね次の範囲にあると推定される。

$$91.1\% \\ (= 92.4 - 1.3)$$

**母集団全体において「郵便局」が  
自宅の近くにある割合(A)**

$$93.7\% \\ (= 92.4 + 1.3)$$

標本誤差早見表 (信頼度 95% の場合)

n \ p	1%	5%	7%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%
10	8.9	19.5	22.8	26.0	32.0	35.8	38.7	41.0	42.7	43.8	44.5	44.7
15	7.2	16.0	18.7	21.9	26.0	29.3	31.7	33.5	34.8	35.8	36.3	36.5
20	6.2	13.7	16.1	19.0	22.6	25.3	27.4	29.0	30.1	31.0	31.4	31.7
25	5.7	12.3	14.4	17.0	20.2	22.6	24.5	25.9	27.0	27.7	28.1	28.3
30	5.1	11.3	13.2	15.6	18.4	20.6	22.3	23.6	24.6	25.3	25.7	25.9
35	4.8	10.5	12.2	14.3	17.1	19.1	20.0	21.9	22.8	23.5	23.8	23.9
40	4.4	9.8	11.5	13.4	16.0	17.8	19.4	20.5	21.4	21.9	22.2	22.3
45	4.2	9.2	10.7	12.6	15.0	16.8	18.2	19.4	20.1	20.6	20.9	21.1
50	4.0	8.8	10.2	12.0	14.3	16.0	17.3	18.4	19.1	19.7	19.9	19.9
60	3.7	7.9	9.3	10.9	13.0	14.6	15.8	16.7	17.4	17.8	18.1	18.2
70	3.4	7.5	8.6	10.2	12.1	13.5	15.6	16.1	6.5	16.5	16.8	17.0
80	3.1	6.9	8.1	9.5	11.3	12.6	13.7	14.4	15.1	15.6	15.7	15.8
90	3.0	6.4	7.6	8.9	10.6	11.9	12.9	13.7	14.3	14.6	14.8	14.8
100	2.8	6.2	7.2	8.5	10.1	11.3	12.3	13.0	13.4	13.9	14.1	14.1
130	2.4	5.4	6.4	7.5	8.9	9.9	10.7	11.3	11.9	12.2	12.3	12.4
150	2.3	5.1	5.9	6.9	8.2	9.2	10.0	10.6	11.0	11.3	11.5	11.6
170	2.1	4.7	5.5	6.5	7.8	8.6	9.3	9.9	10.3	10.6	10.7	10.9
200	2.0	4.4	5.1	5.9	7.2	8.1	8.6	9.2	9.5	9.8	9.9	10.0
250	1.8	4.0	4.5	5.4	6.4	7.2	7.8	8.2	8.3	8.8	8.9	8.9
300	1.6	3.5	4.1	4.9	5.8	6.5	7.1	7.5	7.8	8.1	8.1	8.2
350	1.4	3.3	3.8	4.5	5.4	6.1	6.5	6.9	7.2	7.5	7.5	7.6
400	1.4	3.1	3.7	4.2	5.1	5.7	6.1	6.5	6.8	6.9	7.1	7.1
450	1.3	3.0	3.4	4.0	4.8	5.4	5.8	6.1	6.4	6.5	6.6	6.6
500	1.3	2.7	3.3	3.8	4.5	5.1	5.8	5.8	6.1	6.2	6.4	6.4
550	1.1	2.7	3.1	3.7	4.2	4.8	5.2	5.5	5.8	5.9	5.9	6.1
600	1.1	2.5	3.0	3.4	4.1	4.7	4.9	5.2	5.5	5.7	5.8	5.9
650	1.1	2.4	2.8	3.4	4.0	4.2	4.8	5.1	5.2	5.4	5.5	5.5
700	1.1	2.3	2.7	3.3	3.8	4.1	4.7	4.9	5.1	5.2	5.4	5.4
750	1.0	2.3	2.7	3.1	3.7	4.0	4.5	4.7	5.0	5.1	5.1	5.2
800	1.0	2.1	2.5	3.0	3.5	4.0	4.4	4.5	4.8	4.9	4.9	5.0
850	1.0	2.1	2.5	3.0	3.5	3.8	4.2	4.4	4.7	4.8	4.8	4.8
900	1.0	2.1	2.4	2.8	3.4	3.8	4.1	4.4	4.5	4.7	4.7	4.7
950	0.8	2.0	2.4	2.7	3.3	3.7	4.0	4.2	4.4	4.5	4.5	4.5
1000	0.8	2.0	2.3	2.7	3.3	3.5	3.8	4.1	4.2	4.4	4.5	4.5
1300	0.7	1.7	2.0	2.4	2.8	3.1	3.4	3.5	3.8	3.8	4.0	4.0
1500	0.7	1.6	1.8	2.3	2.5	3.0	3.1	3.4	3.5	3.5	3.7	3.7
1700	0.7	1.4	1.7	2.1	2.4	2.7	3.0	3.1	3.3	3.4	3.4	3.4
2000	0.6	1.4	1.6	1.8	2.3	2.5	2.7	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1
2500	0.6	1.3	1.4	1.7	2.0	2.3	2.4	2.5	2.7	2.8	2.8	2.8
3000	0.6	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5
3500	0.4	1.0	1.3	1.4	1.7	2.0	2.1	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4
4000	0.4	1.0	1.1	1.4	1.6	1.8	2.0	2.1	2.1	2.3	2.3	2.3
4500	0.4	1.0	1.1	1.3	1.6	1.7	1.8	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1
5000	0.4	0.8	1.0	1.3	1.4	1.6	1.7	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0
5500	0.4	0.8	1.0	1.1	1.3	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	2.0
n \ p	99%	95%	93%	90%	85%	80%	75%	70%	65%	60%	55%	50%

## 2. 集計ルール及びエラー数について

本調査においては、調査票の記入漏れや記入の際の矛盾点等について、以下の集計ルールに基づき修正を行っている。

修正を行ったエラー数は、全体、2人以上世帯、単身世帯それぞれ以下のとおりである。

なお、エラー数については、設問ごとに算出しているが、それぞれ相関関係にある設問については、ある設問を修正すると、別の設問について修正しなくてもエラーで無くなったり、またはエラーになったりするため、厳密な数字ではなく、概算の数字である点に留意が必要である。

また、ここでいう2人以上世帯、単身世帯については、標本抽出時の分類であり、例えば単身世帯と想定していたところ実は同居人がいたため2人以上世帯としたものも、単身世帯の数字に含まれている。また、世帯別エラー数と、全体のエラー数は別に算出しており、算出ルールが異なることから、2人以上世帯と単身世帯の合計が全体の数値とは必ずしも一致しない。

項目	集計ルール	エラー数(概算)			
		全体	2人以上世帯	単身世帯	
問1	「1」～「14」と「15」の両方に回答があった場合、「15」は無効とする。	7	4	3	
問2	(1)で「有」に があって(2)に がない場合、(2)は「1社」とする。	(計)	337	290	47
		a	20	16	4
		b	41	34	7
		c	1	1	0
		d	0	0	0
		e	3	3	0
		f	34	31	3
		g	143	122	21
		h	23	20	3
		i	6	5	1
		j	58	50	8
		k	7	7	0
		l	1	1	0
		m	0	0	0
	n	0	0	0	
	(1)及び(2)に がない場合、(1)を「無」とする。 (1)が複数回答されていた場合は、(2)の回答をみてどちらかに決める。	(計)	5739	4451	1324
		a	320	254	70
		b	192	150	45
		c	444	347	99
		d	449	352	100
		e	438	343	98
		f	290	219	74
		g	132	95	40
		h	335	250	88
		i	422	329	96
		j	330	258	75
		k	428	332	99

項目	集計ルール	エラー数(概算)			
		全体	2人以上世帯	単身世帯	
問 2		l	447	347	103
		m	445	348	101
		n	1067	827	236
	(1)の回答が「無」または回答がされていなかった場合、(2)に があれば、(1)は「有」とする。	〔計〕	132	109	23
		a	23	20	3
		b	13	13	0
		c	3	2	1
		d	2	1	1
		e	13	11	2
		f	16	13	3
		g	21	18	3
		h	12	10	2
		i	7	5	2
		j	4	4	0
		k	11	9	2
		l	2	1	1
		m	2	1	1
	n	3	1	2	
	(2)で複数回答されていた場合、多いものを採用する。	〔計〕	12	8	3
		a	2	2	0
		b	3	1	1
		c	0	0	0
		d	0	0	0
		e	0	0	0
		f	2	1	1
		g	1	1	0
		h	1	1	0
i		1	0	1	
j		1	1	0	
k		1	1	0	
l		0	0	0	
m	0	0	0		
n	0	0	0		
問 2 - 問 4・5・6・7	問 2(1)で「有」に がついていなくても、問 4・5・6・7で がついている金融機関については、問 2(1)も「有」とし、(2)は「1社」とする。  問 2 - 問 22 を含む 問 2 - 問 22 を含む	〔計〕	1906	1594	304
		a	85	70	15
		b	91	75	15
		c	1	1	0
		d	2	1	1
		e	11	9	2
		f	60	55	5
		g	112	100	12
h	79	68	10		

項目	集計ルール	エラー数(概算)			
		全体	2人以上世帯	単身世帯	
問2 - 問4・5・6・7	問2 - 問22を含む	i	12	8	4
		j	1085	893	187
		k	4	3	1
	問2 - 問22を含む	m	0	0	0
		n	364	311	52
問2 - 問22	問2(1)で「有」に がついていなくても、問22で1~5に がある場合、問2(1)(j)(g)(h)(n)も「有」とし、(2)は「1社」とする。	[計]	1640	1372	261
		g	112	100	12
		h	79	68	10
		j	1085	893	187
		n	364	311	52
問3	(2)で があり、(3)に がない場合、(1)は とする。	[計]	234	205	29
		a	9	4	5
		b	30	27	3
		c	21	21	0
		d	22	22	0
		e	4	4	0
		f	4	2	2
		g	9	8	1
		h	8	8	0
		i	8	7	1
		j	3	3	0
		k	1	1	0
		l	12	10	2
		m	22	20	2
		n	12	9	3
		o	7	6	1
		p	5	4	1
	q	7	4	3	
	r	13	8	5	
	s	16	16	0	
	t	21	21	0	
	(1)と(3)の両方に がある場合、(3)は無効とする。	[計]	90	83	7
		a	19	16	3
		b	16	16	0
		c	2	2	0
		d	9	8	1
		e	0	0	0
f		0	0	0	
g		1	1	0	
h		0	0	0	
i	1	1	0		
j	0	0	0		

項目	集計ルール	エラー数(概算)			
		全体	2人以上世帯	単身世帯	
問3		k	0	0	0
		l	0	0	0
		m	34	32	2
		n	3	2	1
		o	1	1	0
		p	1	1	0
		q	2	2	0
		r	1	1	0
		s	0	0	0
		t	0	0	0
問3 - 問4・ 5・7の 付問3	問3(1)で がついていなくても、問4・5・7の付問3で がついている金融取引については、問3(1)も とする。なお、預貯金について、郵便局とその他の区別は、問4・5・7の本問をみて判断する。	[計]	2237	1808	414
		a	177	139	38
		b	319	276	42
		c	112	79	31
		d	106	84	22
		e	39	30	9
		f	54	46	8
		g	23	18	4
		h	29	27	2
		i	26	23	3
		j	10	10	0
		k	17	13	4
		l	28	23	5
		m	218	185	32
		n	183	156	27
o	67	58	8		
p	287	210	75		
q	169	131	35		
r	155	119	33		
s	141	113	27		
t	77	68	9		
問3 - 問6	問6(a)で1~6のどれかに がある場合、問3(1)(p)も とする。	719	528	186	
	問6(b)で、同上、問3(1)(q)も とする。	497	408	85	
	問6(d)で、同上、問3(1)(r)も とする。	321	252	65	
	問6(e)で、同上、問3(1)(s)も とする。	327	261	64	
問3 - 問22	問22で1~5に がある場合、問3(1)(m)も とする。	813	622	188	
	問22(6)に がある場合、問3(1)(m)の は無効とする。	28	23	5	

項目	集計ルール	エラー数(概算)			
		全体	2人以上世帯	単身世帯	
問4	「1」～「13」と「14」の両方に回答があった場合は、「14」は無効とする。	1	1	0	
	複数回答されていた場合、問5付問2、問7付問2から類推できる場合は類推する。また、貯蓄(投資)額が同額ということも考えられるが、そのような場合はランダムに一つを選択する。	142	110	32	
問4付問1	問4で「14」に があった場合は、非該当とする。複数の回答がされている場合は不明とする。	25	22	3	
問4付問2	問4で「14」に があった場合、非該当とする。	0	0	0	
	最も重視している番号として に記入してある番号に がない場合、 とする。	57	47	10	
問4付問3	問4で「14」に があった場合、非該当とする。	0	0	0	
問5	「1」～「13」と「14」の両方に回答があった場合は、「14」は無効とする。	0	0	0	
	複数回答されていた場合、問5付問2、問7付問2から類推できる場合は類推する。また、同じ利用回数ということも考えられるが、そのような場合はランダムに一つを選択する。	123	104	18	
問5付問1	問5で「14」に があった場合、非該当とする。	7	5	2	
	最も重視している番号として に記入してある番号に がない場合、 とする。	27	20	7	
問5付問2	問5で「14」に があった場合、非該当とする。	2	2	0	
	問4と問5の選択している金融機関が異なっているにもかかわらず、「1」と回答している場合、「2」とする。 問4と問5の選択している金融機関が同じであるにもかかわらず、「2」と回答している場合は、そのまま可。例えば、A都銀とB都銀というように機関名が異なるものと想定できるため。	263	205	57	
問5付問3	問5で「14」に があった場合、非該当とする。	2	2	0	
	問5付問2で「1」と回答している場合、非該当とする。	254	207	46	
問6	「1」～「6」と「7」の両方に回答があった場合は、「7」は無効とする。	(計)	7	0	0
		a	2	32	0
		b	0	2	0
		c	0	1	0
		d	3	1	0
		e	2	2	0
f	0	1	0		
問7	問6がすべて「7」の場合、非該当とする。	11	7	4	
	複数回答されていた場合、問5付問2、問7付問2から類推できる場合は類推する。また、同じ利用件数ということも考えられるが、そのような場合はランダムに一つを選択する。	48	42	6	

項目	集計ルール	エラー数(概算)		
		全体	2人以上世帯	単身世帯
問7 付問1	問6がすべて「7」の場合、非該当とする。	0	0	0
	最も重視している番号として に記入してある番号に がない場合、 とする。	24	21	3
問7 付問2	問6がすべて「7」の場合、非該当とする。	1	0	1
	問4と問7の選択している金融機関が異なっているにもかかわらず、「1」と回答している場合、「3」とする。	161	126	35
	問5と問7の選択している金融機関が異なっているにもかかわらず、「2」と回答している場合、「3」とする。 問4、問5、問7の選択している金融機関が同じであるにもかかわらず、「3」と回答している場合は、そのまま可。例えば、A都銀とB都銀というように機関名が異なるものと想定できるため。	165	126	35
問7 付問3	問6がすべて「7」の場合、非該当とする。	1	1	0
	付問2で「1」or「2」を回答している場合、非該当とする。	278	227	50
問8	複数の回答がされている場合、問9の回答をみて決める。	1	1	0
問9	問8で「1」を回答している場合、非該当とする。	11	11	0
問10	「1」～「11」と「12」の両方に回答があった場合は、「12」は無効とする。	30	25	5
問11	複数の回答がされている場合、問12の回答をみて決める。	0	0	0
問12	問11で「2」を回答している場合、非該当とする。	23	18	5
問13	問11で「2」を回答している場合、非該当とする。	23	18	5
問14	問11で「1」を回答している場合、非該当とする。	25	21	4
問15	「1」～「3」と「4」の両方に回答があった場合は、「4」は無効とする。	1	1	0
問16	問15で「4」を回答している場合、非該当とする。	33	29	4
	「1」「2」に があり、月の利用回数が記入されていない場合、利用回数は不明とする。	10	8	2
	「1」「2」に がない場合で、月の利用回数に記入がある場合は記入があった「1」or「2」を とする。	4	4	0
	「1」～「4」と「5」の両方に回答があった場合は、「5」は無効とする	0	0	0
問17	問15で「4」を回答している場合、非該当とする。	31	27	4
	問16で「1」に がないが、問17に回答がある場合、問16は「1」を とし、月の利用回数は不明とする。			
	問15で「4」を回答している場合、非該当とする。			
問18	問16で「1」に がないが、問18に回答がある場合、問16は「1」に し、月の利用回数は不明とする。			
	問15で「4」を回答している場合、非該当とする。			
問19	問16で「1」に がないが、問19に回答がある場合、問16は「1」に し、月の利用回数は不明とする。			
問21	「1」～「10」と「11」の両方に回答があった場合、「11」は無効とする。	19	17	2



項目	集計ルール	エラー数(概算)			
		全体	2人以上世帯	単身世帯	
問 22	「1」～「5」と「6」の両方に回答があった場合、「6」は無効とする。	32	18	13	
問 22 - 問 23	問 23 で 1～5 のどれかに がある場合、問 22 の同じ番号も とする。	〔計〕	25	13	11
		1	0	0	0
		2	0	0	0
		3	25	13	11
		4	0	0	0
		5	0	0	0
問 22 - 問 35	問 35(a)～(e)に記入がある場合、問 22 の 1～5 の対応する番号も とする。	〔計〕	1016	847	164
		1	165	135	30
		2	220	183	35
		3	180	146	34
		4	162	129	33
		5	289	254	32
問 23	「1」～「5」と「6」の両方に回答があった場合、「6」は無効とする。 問 22 で「6」を回答し、かつ問 29 で「6」を回答している場合、非該当とする。	109	93	16	
問 24	問 22 で「6」を回答し、かつ問 29 で「6」を回答している場合、非該当とする。	66	58	8	
	問 23 で「6」を回答している場合、非該当とする。	0	0	0	
	複数の回答がされている場合、ランダムに一つを選択する。	0	0	0	
問 25	問 22 で「6」を回答し、かつ問 29 で「6」を回答している場合、非該当とする。	0	0	0	
	問 23 で「6」を回答している場合、非該当とする。	0	0	0	
問 26	問 22 で「6」を回答し、かつ問 29 で「6」を回答している場合、非該当とする。	1	1	0	
	問 23 で「6」を回答している場合、非該当とする。	0	0	0	
	複数の回答がされている場合、多いほうを採用する。	0	0	0	
	「1」～「3」と「4」の両方に回答があった場合、「4」は無効とする。	0	0	0	
問 27	問 22 で「6」を回答し、かつ問 29 で「6」を回答している場合、非該当とする。	1	0	1	
	問 23 で「6」を回答している場合、非該当とする。	0	0	0	
問 28	「1」～「5」と「6」の両方に回答があった場合、「6」は無効とする。	4	2	2	
問 29	「1」～「5」と「6」の両方に回答があった場合、「6」は無効とする。	8	7	1	
問 30	複数の回答がされている場合、多いほうを採用する。	2	1	1	
問 31	「1」～「7」と「8」の両方に回答があった場合、「8」は無効とする。	15	13	2	
問 32	2つの数字の中間あたりに がある場合、3に近い方の数字を有効とする。	〔計〕	12	11	1
		a	2	2	0
		b	2	2	0
		c	2	2	0
		d	4	3	1
		e	1	1	0
		f	1	1	0
		g	0	0	0

項目	集計ルール	エラー数(概算)			
		全体	2人以上世帯	単身世帯	
問 33	1番目と2番目の番号が同じであった場合は、2番目については不明とする。	(計)	101	88	13
		a	19	13	6
		b	17	15	2
		c	24	20	4
		d	22	21	1
	e	19	19	0	
問 34	複数の回答がされている場合、多いほうを採用する。	48	33	14	
	に記入された番号が をつけた番号よりも大きい場合、 をつけた番号にする。(必要な生活資金 < あてにしている金額となっていた場合は、イコールとする。)	473	383	80	
問 36	複数の回答がされている場合、問 37 の回答をみて決める。	0	0	0	
問 37	問 36 で「2」を回答している場合、非該当とする。	73	53	20	
	「1」～「5」と「6」の両方に回答があった場合は、「6」は無効とする。	12	11	1	
問 39	複数の回答がされている場合、問 39 付問 1 の回答をみて決める。	1	1	0	
問 39 付問 1	問 39 で「2」を回答している場合、非該当とする。	39	34	5	
問 40	「1」～「14」と「15」の両方に回答があった場合、「15」は無効とする。	17	11	6	
F5	F4 で「1」以外の回答の場合、F5 は非該当とする。	172	128	43	
F6 - F7	F7 の がついている番号の数(8 以外、4 に がある場合は、その具体人数)の合計が、F6 の人数以下となっていないが、そうでない場合は、F6 の人数を変更する。	89	89	0	
F6 - F9・10	F9 及び F10 の人数が、F6 以下となっていない場合は、F6 の人数を変更する。	21	21	0	
F7	子どもの人数が記入されていて、「4」に がない場合は「4」をとする。	326	315	10	
F7 - F8	F8 で が付いている番号の数が、F7 の 4 で記入された子どもの人数以下となっていない場合は、F7 の 4 の子どもの人数を変更する。	62	57	5	
F11	人数が記入されていて、「2」「3」に がない場合は、「2」「3」をとする。	(計)	49	46	3
		2	39	37	2
	3	10	9	1	
	F7 と F11 の両方も「配偶者」に がついている場合は、F11 を無効とする。	53	53	0	
F12	2人以上世帯の対象者が回答している場合、無効とする。	77	75	2	
F14	複数の回答がされている場合、多いほうを採用する。	2	2	0	
F15	複数の回答がされている場合、多いほうを採用する。	0	0	0	
F16	複数の回答がされている場合、多いほうを採用する。	0	0	0	